

日本人父親により認知された子の日本国籍取得について

(国籍法第3条による国籍取得)

婚姻関係にない父母の間に生まれ、父親が日本人である20歳未満の子については、父の認知の後に、日本国籍を取得することができます。

国籍取得の要件

- 国籍を取得しようとする方が
 - ・ 父に認知されていること
 - ・ 20歳未満であること
 - ・ 日本国民であったことがないこと
 - ・ 出生したときに、認知をした父が日本国民であったこと
- 認知をした父が現に日本国民であること
(認知をした父が死亡している場合には、死亡した時に日本国民であったこと)

I. 認知届の提出方法 (在フィリピン日本国大使館に届け出る場合)

1) 届出人

日本人父親が写真付き身分証明書(旅券等)と上記書類を持参の上、所定の認知届書(2通)に必要事項を記入・署名して届出を行います。

2) 申請に必要な提出書類等

①	認知する父親の「戸籍謄本」(または全部事項証明書)	2通
②	子の「出生証明書」および日本語訳文 (Certified true copy of child's birth certificate :NSO発行以外の場合は、登録番号があり、原本と照合済みのスタンプがあり、抜粋式でないもの)	各2通
③	母親の「出生証明書」および日本語訳文 (Certified true copy of the mother's birth certificate: NSO発行以外の場合は、登録番号があり、原本と照合済みのスタンプがあり、抜粋式でないもの)	各2通
④	母親の「無婚姻証明書」および日本語訳文 (フィリピン国家統計局(NSO)発行、: CENOMAR Certificate of non- record of marriage from NSO) ※子の出生時に母親が未婚であったことを確認するため	各2通

※ その他必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります

II. 国籍取得の提出方法 (在フィリピン日本国大使館に届け出る場合)

1) 届出人

写真付き身分証明書(旅券等)と上記書類を持参の上、所定の国籍取得届書(2通)に必要事項を記入・署名して届出を行います。

(イ) 子が15歳未満の場合は親権者(婚姻中の場合は両親、未婚の場合は母親)の出頭が必要です。子は可能な限り出頭してください。

(ロ) 子が15歳以上の場合は子が出頭し自ら届け出る必要があります。

2) 申請に必要な提出書類等

<input type="checkbox"/>	① 認知した父親の出生した時点から現在までの「戸籍謄本」「改製原戸籍」「除籍謄本」または全部事項証明書 ※認知した父親が出生したときに入った戸籍（両親のいずれか、もしくは祖父等の戸主が筆頭者のもので、戸籍の編成日が（認知した父親の）出生の届出日より前のもの）から現在に至るまでの全ての戸籍謄本等が必要	各2式
<input type="checkbox"/>	② 子の「出生証明書(Child's birth certificate from NSO)」および日本語訳文（NSO発行以外の場合は市役所発行の原本と照合済(Certified true copy)のスタンプがあり、抜粋式でないもの） ※日本人父の氏名が明記されているものが望ましい。	各2通
<input type="checkbox"/>	③ 子の「居住証明書(バランガイ発行:Barangay Certification)」および日本語訳文	各2通
<input type="checkbox"/>	④ 母親の「出生証明書(Mother's birth certificate from NSO)」および日本語訳文（NSO発行以外の場合は市役所発行の原本と照合済(Certified true copy)のスタンプがあり、抜粋式でないもの）	各2通
<input type="checkbox"/>	⑤ 母親のフィリピン国家統計局（NSO）発行の「無婚姻証明書(CENOMAR: Certificate of Non-record of Marriage from NSO）」および日本語訳文（子の出生時に母が未婚であったことを確認するため）	各2通
<input type="checkbox"/>	⑥ 母親が妊娠した時期の両親の渡航履歴を証明する書面（当時の出入国印のある旅券、日本またはフィリピン入国管理局(Bureau of Immigration)発行の入出国記録(Travel Record)等 入国管理局等の機関が発行した証明書は1通はコピー可。外国語による証明書は日本語訳文2通が必要	2式
<input type="checkbox"/>	⑦ 認知に至った経緯等を <u>両親それぞれが記載</u> した申述書（外国語で書かれた場合は日本語訳文） （申述内容） （イ）父母が知り合った経緯 （ロ）子が出生するまでの交際状況 （ハ）子の出生から認知に至る経緯 （ニ）認知以後現在までの交際状況（父との同居、扶養の有無を含む） （ホ）婚姻歴等身分関係の状況 （ヘ）申述日、署名	各2通 （1通はコピー可）
<input type="checkbox"/>	⑧ 写真（5cm X 5cm、届出日6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に撮影日を記入） （イ）子が15歳未満の場合は子と親権者（婚姻中の場合は両親、未婚の場合は母親）と一緒に写っている写真 （ロ）子が15歳以上の場合は子が一人で写っている写真	2枚

※ その他必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

※ 認知の裁判が確定している時は、①は子の出生時からの戸籍の謄本等が添付されていればよく、また④～⑦の書類を添付する必要がありません。

※ 上記提出書類の日本語訳文は1通はコピー可

◎ 大使館で届出が受け付けられた後は、届出を取り下げることができません。

◎ 嘘の認知届や国籍取得届をすると処罰されることがあります。

国籍取得の結果は法務省より届出を行った大使館に通知され、大使館より届出人に通知します。この届出によって日本国籍を取得したときは、別途戸籍に載せるための手続き(届出)が必要です。